

● パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する考え方

御意見	回答
家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部改正案に対する意見書（パブリックコメント案） 【件名】 家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部改正案に対する意見 【趣旨および概要】 本パブリックコメントは、「家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部改正案」に関し、水際防疫の万全な実施と行政手続の正確性・透明性をより高める観点から、具体的かつ実現可能な改善案を提案するものです。 我が国は口蹄疫ワクチン非接種清浄国であり、海外からの口蹄疫等悪性伝染病の侵入防止は国内畜産業の保護および食料安全保障の観点から最重要課題です。今回、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入禁止除外措置にあたり、科学的リスク評価に基づく水際対策の厳格性を維持しつつ、制度の運用面および告示文面の不備・曖昧さを解消するための改善点として、以下の 4 点を提案いたします。 1. 告示案・概要文書における日付の記述不整合に関する補正 【現状と問題点】	御指摘 1 について 8 月 4 日付で、御指摘の箇所を修正しました。今後、誤記が生じないように努めてまいります。

公表資料「改正概要」の「3 施行期日」において、公布日および施行日が「令和 7 年 9 月中旬」と記載されています。しかしながら、意見募集期間は「令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 9 月 3 日」となっており、意見募集の開始日よりも過去の日付（令和 7 年）が公布・施行期日として記載される不整合が生じています。このような日付の誤記載は、行政手続きの信頼性を損なうだけでなく、実際の施行日に向けた現場（検疫所・輸入事業者等）の準備体制に無用な混乱を招く恐れがあります。

【具体的な改善提案】

- (1) 意見募集終了後の正式公布・施行日程（例：令和 8 年 9 月中旬以降）を再確認のうえ、決定告示および公表用資料における日付記載を速やかに正しい内容に訂正してください。
- (2) 今後の公布・施行にあたっては、関係事業者や検疫現場での周知徹底に必要な十分な猶予期間（リードタイム）を確保した施行日を設定することを明記してください。

2. 「アルゼンチン北部地域」に限定した管理体制の告示本文および関連基準での明確化

【現状と問題点】

改正概要では、今回の措置が「アルゼンチン北部地域（ワクチン接種清浄地域）」からの生鮮牛肉輸入解禁であることを明記している一方で、告示案本文の規定文面においては「アルゼンチンの政府機関が指定する…」とし、「北部地域」の文言を省略する方針が示されています。

輸出手続きや施設の管理を中央政府が一元的に行う行政上の便宜は理解されるものの、告示本文上で地域の文言が欠落すると、

御指摘 2 について

輸入検疫条件（家畜衛生条件）には、指定施設がアルゼンチン北部地域に所在することを明記します。また、日本向けに輸出される牛肉及び牛肉製品は、アルゼンチン国内で出生・飼養された牛に由来するものに限定し、その旨をアルゼンチン当局が発出する証明書に記載することを求めます。

なお、牛肉の熟成処理を行う施設の指定は、アルゼンチン政府機関ではなく、我が国の農林水産大臣が行います。

規定上、対象地域外の施設や異なった清浄性ステータスの地域から生産された肉が混入するリスクに対する法的な裏付けが希薄に見える懸念があります。

【具体的な改善提案】

- (1) 告示本文、あるいは告示に基づく「輸入検疫条件」等の運用細則において、「アルゼンチン政府機関が指定する施設」の定義として、「アルゼンチン北部地域（ワクチン接種清浄地域）内に所在し、同地域内で飼養された牛に由来すること」を明確な要件として条文または注記に規定してください。
- (2) アルゼンチン政府発行の衛生証明書（添付書類）において、当該肉が「アルゼンチン北部地域内で飼養・と殺・処理されたものであること」を証明する事項が含まれる旨を、関連通達等に明示的に位置付けてください。

3. リスク評価に基づく「熟成処理等の条件」に関する技術的基準の透明化と公表

【現状と問題点】

今回の解禁の科学的根拠として、「牛肉中に口蹄疫ウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルとするための熟成処理等を講ずる」とされています。口蹄疫ワクチン接種牛では感染しても症状が出ない不顕性感染の可能性があるため、この熟成処理（pH 管理、温度、期間等）は防疫上の生命線となります。

しかし、現行の公表概要資料では「農林水産大臣が定める基準に従って熟成処理されたもの」との記述にとどまり、具体的にどのような条件（具体的な pH 値、骨抜き処理、保持温度、熟成時間等）が要求されるのが国民や関係業界に明示されていません。

御指摘 3 について

熟成処理の基準は、昭和 47 年農林省告示第 1439 号（平成 29 年農林水産省告示第 306 号の農林水産大臣の定める基準）において、別途定められています。具体的には、「肉を摂氏 2 度以上に保った室に 24 時間以上保管し、その pH が 6.0 未満となった後、骨を除くこととする」と規定されています。この基準は家畜衛生条件にも明記します。（同条件は農林水産省のウェブサイトで公表）

また、家畜衛生条件では、指定施設に対し、熟成処理等に関する記録の作成及び保存を義務付けるとともに、アルゼンチン当局による定期的な査察を受けること及び農林水産省による査察を受け入れることを規定します。

【具体的な改善提案】 (1) 農林水産大臣が定める「熟成処理の基準」の具体的な数値条件（例：骨抜き骨髄除去、肉塊の中心温度および特定の pH 値以下での一定時間保持など、国際獣疫事務局（WOAH）ガイドラインに準拠した詳細基準）を、告示の附帯文書または農林水産省ウェブサイト等でわかりやすく公表してください。 (2) 現地指定施設において、熟成処理の条件（温度・pH・時間等）が全ロットで適切に測定・記録されていることを確認するため、アルゼンチン政府機関によるモニタリング体制の報告義務および日本側への定期的な記録提出要件を輸入条件に盛り込んでください。 ----- 4. 指定施設に対する定期監査・監視体制およびトレーサビリティの運用指針の明記 【現状と問題点】 輸出施設の指定や現地での監視はアルゼンチン政府機関に委任されますが、相手国の管理体制が維持されているかを検証する日本側の継続的な関与体制が見えにくい点があげられます。万が一、現地施設で熟成処理の不備や対象外地域の牛の混入等が発生した場合、国内での口蹄疫発生リスクに直結します。 【具体的な改善提案】 (1) アルゼンチン政府機関による指定施設の登録・管理状況について、農林水産省（動物検疫所）が定期的な現地査察（またはオンラインによる査察・監査）を実施する方針を運用指針等に明記してください。	御指摘 4 について 牛肉の熟成処理を行う施設は、アルゼンチン政府機関ではなく、我が国の農林水産大臣が指定します。 家畜衛生条件には、アルゼンチン当局が指定施設の適合状況を 6 か月ごとに確認すること及び我が国の動物衛生当局が当該施設を調査する権限を有することを明記します。 アルゼンチン当局又は我が国の動物衛生当局が家畜衛生条件への不適合を確認した場合には、当該施設に由来する牛肉及び牛肉製品の輸入を速やかに停止します。また、重大な違反が確認された場合には、当該施設の指定を取り消すことも家畜衛生条件に明記します。 なお、アルゼンチンから輸入される牛肉及び牛肉製品については、同国において適切な公的トレーサビリティシステムが構築されていることを確認しています。
--	--

(2) 違反や不適切な衛生管理が確認された場合には、当該指定施設からの輸入を速やかに停止できる措置手順（迅速な指定取り消し・輸入一時停止の手続き）をあらかじめ明確化し、公表してください。 (3) 個々の輸入牛肉について、現地農場からと殺・熟成・包装・輸出に至るまでのトレーサビリティ（履歴追跡可能性）が確保されていることを確認する体制を整備してください。 ----- 【結び（総括）】 本改正案は、国際基準およびリスク評価に基づき貿易の円滑化を図るものでありますが、我が国の畜産防衛の根幹に関わる重要な改正です。上記で提案した「日付不整合の補正」「限定地域の明確化」「熟成基準の公表」「査察・検証体制の明記」はいずれも現行の法枠組みの中で速やかに実行可能な改善策であります。これらを取り入れることにより、制度の正確性、科学的妥当性、および国民・畜産事業者からの信頼性が大きく向上するものと考えます。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。	
水際対策が人間の限界を超えており、貨物の全数検査等、ほぼ不可能です。問題の貨物は必ずすり抜けて本邦内へ届くと思われま。それをどのように防ぐのか？が書かれていない。理想と現実を完全にすり合わせる何かが足りてません。それ以外の点は問題ないと感じました。	アルゼンチン北部地域産牛肉の輸入に伴う口蹄疫の我が国への侵入リスクについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「家畜衛生部会」という。）に諮問した結果、脱骨・熟成等の適切なリスク管理措置を講ずること、そのリスクは極めて低くなるとの答申（令和8年2月26日）を得ました。 この評価結果に基づいて策定した家畜衛生条件が確実に遵守されるよう、引き続き畜産物の輸入検査を徹底してまいります。

今回の改正について、国際的に進んでいる地域・製品・処理方法ごとのリスク評価を踏まえた輸入条件の見直しという方向性は理解しております。諸外国においても同様の考え方が広がっていることから、日本としても国際的な流れを踏まえて対応する必要があることは理解できます。

その上で、今回の改正について、以下の点をご配慮いただきたいです。

1. 輸入開始後も、口蹄疫侵入リスクを継続的に確認していただきたい

輸出国における口蹄疫の発生状況やワクチン接種状況、関係する農場・食肉処理施設の衛生管理状況等について、輸入開始後も継続的に確認し、状況の変化に応じてリスク評価や輸入条件を適切に見直せる運用としていただきたいです。

2. 輸入条件が確実に守られるための確認体制を維持していただきたい

対象となる農場、食肉処理施設、処理方法等について、定められた輸入条件が確実に守られていることを確認できる体制を維持していただきたいです。

また、輸出国側の証明だけに依存することなく、日本側でも必要に応じて確認・検証できる体制を確保していただければと思います。

3. 国際的な基準を参考にしつつ、日本としての判断も大切にしていきたい国際的な基準や諸外国の制度を参考にすることは

御指摘 1 について

アルゼンチン国内で口蹄疫が発生した場合、我が国の動物衛生当局が同国の口蹄疫に関する清浄性に疑義を有する場合、又はワクチン接種プログラムを含む管理措置に重大な変更があったにもかかわらず、アルゼンチン当局から我が国の動物衛生当局への事前協議が行われなかった場合などには、我が国の動物衛生当局は同国からの牛肉の輸入停止その他の必要な措置を講ずる旨を家畜衛生条件に明記します。

御指摘 2 について

家畜衛生条件には、アルゼンチン当局が指定施設の適合状況を6か月ごとに確認すること及び我が国の動物衛生当局が当該施設を調査する権限を有することを明記します。また、我が国の動物衛生当局が家畜衛生条件への適合状況に疑義を有する場合には、アルゼンチン国内で必要な調査を実施できることを明記します。

御指摘 3 について

重要ですが、「国際的にこの方向だから」ということだけを理由に、日本の制度を決める必要はないと考えます。 日本には、日本の畜産事情、国土、人口、家畜の飼養環境、食料安全保障上の事情があります。 そのため、国際的な知見を十分に参考にしながらも、日本の実情に照らして必要と判断した場合には、日本としてより慎重な基準や条件を自信を持って設定してよいのではないかと思います。 国際基準に合わせることで、日本にとってより良い基準を考えることは、必ずしも相反するものではないと考えます。 また、今後の輸入条件の見直しに際しては、疾病侵入リスクだけでなく、輸入量や輸入先の状況等についても、可能な範囲で情報を公表していただけるとありがたいです。 4. 今回の改正に伴う国内の生産基盤への影響についても、ご配慮いただきたい 輸入を安定的に確保することは重要ですが、国際情勢、自然災害、感染症、物流の混乱等によって輸入が困難になる可能性もあります。 そのため、輸入による安定供給と並行して、日本国内で生産できるものについては、国内の生産基盤を維持していくことも食料安全保障上重要だと考えます。 特に畜産は、農家だけでなく、飼料、繁殖、獣医療、食肉処理、流通等、多くの基盤によって成り立っており、一度縮小した生産能力を短期間で回復することは容易ではありません。	我が国を含む WTO 加盟国は、WTO 協定に含まれる付属書の一つである SPS 協定に定める国際貿易上のルールを遵守する義務を負っています。同協定は、人、動物又は植物の生命若しくは健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置を講ずる権利を加盟国に認める一方、その措置は、国際基準に整合するか、必要な範囲に限り、科学的原則に基づいて講ずることを求めており、十分な科学的根拠なしに維持することを認めていません。 我が国は、アルゼンチン北部地域産牛肉の輸入に伴う口蹄疫の侵入リスクについて家畜衛生部会に諮問した結果、脱骨・熟成等の適切なリスク管理措置を講ずることで、そのリスクを極めて低い水準まで低減できるとの答申を得ています。このように、科学的なリスク評価により、適切な措置を講ずることでリスクを十分に低減できることが確認された以上、SPS 協定との整合性を確保する観点から、必要な家畜衛生条件を付した上で輸入を認めることが求められます。 御指摘 4 について 御意見として承ります。
--	---

今回の改正によって輸入可能な牛肉の供給が拡大することで、国内産牛肉との価格競争が強まり、日本国内の畜産農家の経営や生産基盤に影響が生じる可能性についても、併せてご留意いただければと思います。 今回の改正に反対することを目的とした意見ではありません。国際的な流れを踏まえつつも、輸入を安定的に確保することと、日本国内で生産し続けられる力を維持することの両方を大切にしたい制度運用をお願いしたいです。	
一度でも入れたら、段階的に基準緩めて輸出させてくれ、と言ってくるに決まってるので、このまま輸入せずに継続をお願いします。	我が国を含む WTO 加盟国は、WTO 協定に含まれる付属書の一つである SPS 協定に定める国際貿易上のルールを遵守する義務を負っています。同協定は、人、動物又は植物の生命若しくは健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置を講ずる権利を加盟国に認める一方、その措置は、国際基準に整合するか、必要な範囲に限り、科学的原則に基づいて講ずることを求めており、十分な科学的根拠なしに維持することを認めていません。 我が国は、アルゼンチン北部地域産牛肉の輸入に伴う口蹄疫の侵入リスクについて家畜衛生部会に諮問した結果、脱骨・熟成等の適切なリスク管理措置を講ずることで、そのリスクを極めて低い水準まで低減できるとの答申を得ています。このように、科学的なリスク評価により、適切な措置を講ずることでリスクを十分に低減できることが確認された以上、SPS 協定との整合性を確保する観点から、必要な家畜衛生条件を付した上で輸入を認めることが求められます。 なお、輸出国から家畜衛生条件の設定又は改定に関する要請があった場合には、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」（平成 20 年 3 月 31 日農林水産省訓令第 13 号）に従い、必要に応じて改めてリスク評価を実施の上、対応の可否を判断します。

人間への健康被害がない感染症においても、従来通り原則全頭殺処分という一律の措置が大量に行われている現状に強い疑問と懸念を抱く。 食肉として安全に食べられるにもかかわらず、感染拡大防止という名目のもとで大量の家畜の命が失われ、廃棄・焼却され続けることは、倫理的にも資源の有効活用の観点からも受け入れがたい。 今回の改正にあたっては、経済的なリスクヘッジや形式的な防疫基準の維持を優先するのではなく、以下の点について見直しを強く求める。 殺処分の最小化（選択的殺処分の徹底）： やみくもな全頭処分に頼るのではなく、感染状況や症状に応じた厳格な検査・選別を行い、廃棄される命を最小限に抑える仕組みへ急速にシフトすること。 代替的な防疫体制への投資： 「処分を減らせばリスクが上がる」というジレンマに対し、国として迅速診断やトレーサビリティ、ワクチンや隔離管理などの技術・運用体制の高度化に予算とリソースを集中させ、命を犠牲にしない防疫体制を確立すること。 国民の食の安全や倫理観、そして現場の精神的・経済的負担に寄り添った、実態に即した法運用と見直しを求める。	御意見として承ります。
農林水産省「家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部改正案」について、以下のとおり意見を提出いたします。	本件は、科学的なリスク評価に基づき農林水産大臣の指定するものの範囲を見直す告示改正案であり、補助事業等のようにその成果を KPI の設定により測定するものではありません。KPI 及び

今回の改正案は、アルゼンチン北部地域からの牛肉の一部を輸入禁止物から除外する内容を含んでおり、日本の畜産業・食の安全・家畜防疫に直接影響する極めて重要な案件です。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。輸入条件を緩和する以上、行政としては必ず KPI を設定し、継続的に安全性を監視する必要があります。

【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】

- (1) 輸入牛肉の検疫での陽性検出件数
理由：口蹄疫などの病原体の国内侵入リスクを直接測定できます。
- (2) アルゼンチン政府による指定農場・施設の監査結果（不適合率）
理由：輸出元の管理体制が適切かどうかを確認できます。
- (3) 動物検疫所による証明書不備・書類不備の件数
理由：輸入条件の運用が適切かどうかを測れます。
- (4) 国内の家畜伝染病発生件数（原因不明のもの）
理由：輸入緩和が国内リスクに影響していないか確認できます。
- (5) 輸入者への指導・改善命令の件数
理由：制度運用の実効性を測れます。

DX に関する御意見については、本件に直接関係するものではありませんが、御意見として承ります。

高市政権が掲げる「縦割り行政の打破」との関係について、本件は、農林水産大臣の権限の範囲内で措置されるものです。なお、一般論として、輸入検疫に関する事項については、いわゆる水際行政の関係省庁と適切に連携の上、対応しています。

【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】

●動物検疫所

- ・ 輸入牛肉の検査結果
- ・ 証明書の確認状況
- ・ 不備件数

●農林水産省（動物衛生課）

- ・ アルゼンチン政府からの監査報告
- ・ 国際獣疫事務局（WOAH）の清浄性情報

●都道府県（家畜保健衛生所）

- ・ 国内の家畜伝染病発生状況

これらを組み合わせることで、制度改正の効果を客観的に検証できます。

【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性について】

行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。

本件は命令等の改正であるにもかかわらず、

- ・ 成果目標
- ・ 検証方法
- ・ 達成期限

が具体的に示されていない点は、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分であると考えます。

行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、国民にとって透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。

【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】

高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。

しかし今回の改正案は、

- ・農林水産省単独の文書であり、
- ・厚生労働省（食品安全）
- ・財務省（税関）
- ・外務省（輸出国との協議）
- ・デジタル庁（検疫 DX）

との連携の記述がありません。

輸入食品の安全管理は複数省庁が関わる領域であるため、高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いと評価できます。

【5. AI・AX・DX との関係とデジタル庁との協調】

本来、輸入検疫は DX と非常に相性が良い領域です。

- ・電子証明書
- ・輸出国とのデータ連携
- ・AI によるリスク分析
- ・トレーサビリティの自動化

などを導入すれば、
安全性と効率性が大幅に向上します。

しかし今回の改正案には、
・デジタル庁との協調
・検疫 DX の記述
がありません。

したがって、
DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。

【6. 行政手続法 43 条の結果公示義務について】

本案件には「農林水産大臣 鈴木憲和」と記名され、施行日は「令和 8 年 9 月中旬」とされています。
行政手続法 43 条は、意見公募を行った命令等について「提出された意見の概要と、それに対する考え方」を公示する義務を定めています。

私は、農林水産省がこの法令に従い、施行日前後の適切な時期に「何らかの回答（内容は問わない）」を公表してくださると信じております。

もし結果公示が行われない場合、

- ・大臣の監督責任
- ・省庁の組織的な法令遵守問題
- ・政府としての政治責任

が問われる事態となり、国民の行政への信頼を損なうこととなります。秋の国会ではこれが問題になる可能性もありますので留意願いたく思います。

【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】

政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。

併せて、

- ・成果指標
- ・基準値
- ・目標値
- ・達成期限
- ・予算との連動状況

を設定し、公表してください。

ここで挙げた KPI は欧米では一般的に使われているとのことですので、必要であれば欧米の関係者に確認していただきたく存じます。

また、KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。

「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命や生活を守る機会も生まれます。スぺーシアで4人が亡くなった件を含め、「業務経験が長期に及ぶと、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略といった気の緩みによる事故やミスが増える傾向」が多くの現場で指摘されています。そのような事故が増えている、または減っていることを、KPI という数値データの増減で見ることで、危険性に気づく機会を作ることができます。

「客観的な成果目標と KPI」は、最初から完璧なものを作る必要はありません。未知のトラブルを事前にすべて知ることは不可能ですので、まずは 50%程度の完成度を目安に設定し、2 か月間隔、あるいは半年間隔で見直す運用を提案いたします。特に法学系卒の文系の方々は「制度は 100%完全でなければならない」と考えがちですが、何ごとについても「100%完全だ」と判断できる人はそもそも存在しないという事実を、戒めとして心に留めていただければ幸いです。

以上の理由から、本改正案には必ず成果目標と KPI を設定し、行政手続法 39 条 2 項および 43 条の趣旨、高市政権の「縦割り行政の打破」の方針、そして DX 推進の観点に沿うよう、内容を具体化し、関係省庁・デジタル庁との連携を明示することを強く求めます。 以上、意見として提出いたします。	
国際獣疫事務局が認める口蹄疫についての清浄性ステータスには、ワクチン非接種清浄地域とワクチン接種清浄地域が存在するが、口蹄疫ワクチン接種牛は、口蹄疫に感染しているにもかかわらず臨床症状がない場合があり口蹄疫ワクチン接種清浄地域では口蹄疫感染牛がと畜される可能性が否定できない。 したがって、口蹄疫ワクチン非接種清浄国である我が国としては、ワクチン接種地域は清浄性が確認できない地域とし、口蹄疫ワクチン接種清浄地域であるアルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入を禁止してきたが今回条件付きで解禁するとの事です。そこまでして輸入要請に応じる必要があるのか疑問を感じます。 国内の衛生を最優先にしぜひ再検討いただきたく存じます。	本年 2 月に開催された第 77 回家畜衛生部会において、審議の結果、アルゼンチン北部地域産の牛肉について、口蹄疫ワクチン非接種清浄国である我が国と同等の清浄性を有するとは認められないものの、脱骨・熟成等の適切なリスク管理措置を講ずること、同地域産牛肉の輸入に伴う口蹄疫の我が国への侵入リスクは極めて低くなるとの結論が答申に盛り込まれました。
本案は、口蹄疫ワクチン接種清浄地域であるアルゼンチン北部からの生鮮牛肉について、リスク評価で有効とされた熟成処理等を条件に、物告示上の輸入禁止物から除外するものである。南部は既にワクチン非接種清浄として認められている一方、北部は引き続き規則第 43 条の輸入禁止地域としたまま、条件付きで例外を設ける構成である。 日本は口蹄疫ワクチン非接種清浄国である。一度侵入すれば、殺処分、移動制限、輸出停止、関連産業への打撃は極めて大きい。ワクチン接種清浄地域では、感染していても臨床症状が出ない	

い牛がと畜される可能性を、案文自身が認めている。その前提で生鮮牛肉の例外を広げる以上、リスク評価の結論だけを信じた「条件付き解禁」では足りない。評価の前提、現場の実行可能性、違反時の措置が条文・告示上はっきりしないまま公布・施行（令和 8 年 9 月中旬）することには反対する。以下を満たさない限り、改正すべきではない。

****1. 「熟成処理等」を告示で具体的かつ検証可能な条件にすること****

「熟成処理等を講ずる必要がある」との結論だけでは、輸入検査の現場も輸出国の施設も判断できない。少なくとも次を告示または告示で引用する基準に明記すべきである。

- 骨の有無、リンパ節・血液の除去の範囲
- pH 低下の数値基準と測定部位・測定時点
- 熟成の温度・時間
- 対象部位（特定のカットに限るか）
- 加熱・脱骨と生鮮の区分
- 処理を行う施設の要件

「等」で読める運用は、例外の拡大そのものである。有効性が確認された条件があるなら、その条件を隠さず書くべきである。

****2. ワクチン接種清浄地域を、非接種清浄地域と同等に扱わないこと****

OIE 上の「ワクチン接種清浄」と、日本が維持すべき「ワクチン非接種清浄」は同じではない。案も、接種地域では感染牛のと畜を否定できないとしている。したがって、

- 北部を規則第 43 条の禁止地域に残す判断は維持すべきである

御指摘 1 について

以下の事項については、いずれも家畜衛生条件に明記します。

- ・ 骨の有無並びにリンパ節及び血液の除去範囲
- ・ pH の数値基準並びに測定部位及び測定時点
- ・ 熟成処理の温度及び時間
- ・ 対象部位（特定のカットに限定するか否か）
- ・ 加熱処理品、脱骨肉及び生鮮肉の区分
- ・ 処理施設の要件

御指摘 2 について

本年 2 月に開催された第 77 回家畜衛生部会では、アルゼンチン北部地域産の牛肉について、口蹄疫ワクチン非接種清浄国である我が国と同等の清浄性を有するとは認められず、脱骨・熟成などの追加措置が必要であるとの結論が示されました。今後、これらの追加措置を含む家畜衛生条件が確実に遵守されるよう、適切に対応してまいります。

- 例外は「リスクが無視できる」と評価された処理を確実に実施したロットに限り、包括的な地域解禁にしてはならない - 例外の対象を牛肉全体に広げず、評価対象となった製品形態に限定すべきである 南部が認められているから北部も段階的に認める、という均衡論は採るべきでない。清浄性の中身が違う。 **3. 指定・監視はアルゼンチン政府一元管理でよいのか、日本側の確認を残すこと** 案は、農場・食肉処理施設等の指定が地域機関ではなく政府一元であるため、「アルゼンチン北部地域の政府機関が指定する」ではなく「アルゼンチンの政府機関が指定する」と書くとする。国内の行政区画の問題は理解できる。しかし日本が確認すべきなのは、名義ではなく実効性である。 - 指定農場・指定施設の一覧を日本が把握し、公表または輸入検査で照合できること - 指定の取消し・停止が直ちに日本に通報されること - 日本が必要に応じ現地査察、書類査察、サンプル検査を行えること - 指定施設以外、混載、表示の付け替えを排除するトレーサビリティ 「政府が一元管理しているから文言を国単位にする」ことと、「北部産として管理できている」ことは別である。北部産以外の混入、接種地域産の未処理品の混入を、日本の水際で止められる条文になっていない。 **4. 口蹄疫発生時・疑義時の即時停止を告示に書くこと**	御指摘 3 について 牛肉の熟成処理を行う施設は、アルゼンチン政府機関ではなく、我が国の農林水産大臣が指定し、指定施設は告示により公表します。 指定施設において家畜衛生条件への違反が確認された場合には、アルゼンチン当局が当該施設からの牛肉及び牛肉製品の日本向け輸出を直ちに停止するとともに、その旨を我が国の動物衛生当局に通知することを家畜衛生条件に明記します。また、我が国の動物衛生当局が指定施設を調査する権限を有することに加え、家畜衛生条件への適合状況に疑義がある場合には、アルゼンチン国内で必要な調査を実施できることも明記します。 なお、アルゼンチンから輸入される牛肉及び牛肉製品については、同国において適切な公的トレーサビリティシステムが構築されていることを確認しています。 御指摘 4 について
---	--

アルゼンチン北部または関連施設で口蹄疫（疑いを含む）が発生した場合、評価の前提は崩れる。次をあらかじめ定めるべきである。 - 発生・疑いの通報から輸入停止までの時間 - 既に出荷済み・海上輸送中の貨物の扱い - 同一施設・同一農場の過去ロットの追跡 - 再開の条件（一定期間の清浄確認、再評価） 停止を「その都度検討」にすると、侵入リスクが最も高い局面で判断が遅れる。 **5. リスク評価の公開が不十分である** 「牛肉中にウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルにするため熟成処理等が必要」との結論だけが示されている。評価書の前提（発生率、と畜時の検出限界、不活化試験、輸送・流通中の温度逸脱、不正・記録改ざん）が意見公募資料から読めない。無視できるとした残留リスク、検査の感度、違反時の想定も不明である。口蹄疫はゼロリスクに近い管理が必要な疾病であり、結論の要約だけで例外を認めるべきではない。評価書を公開し、再募集すべきである。 **6. 施行が早すぎる** 公布・施行とも令和8年9月中旬では、検疫体制、証明書様式、指定施設リスト、検査マニュアルの整備が間に合わない。条件付き解禁は、水際の準備が整ってから施行すべきである。条ずれ等の形式整備と、北部牛肉の例外創設は分けてよい。形式整備まで止める必要はないが、例外規定の施行は準備完了後にすべきである。	アルゼンチン国内で口蹄疫の発生が確認された場合には、発生地域を問わず、アルゼンチン当局が直ちに我が国の動物衛生当局へ通知するとともに、速やかに輸出検疫証明書の発行を停止することを家畜衛生条件に明記します。また、日本向けに輸送中の貨物については、発生との疫学的な関連がないことが証明されない限り、日本への陸揚げを認めないこととします。輸入は、我が国の動物衛生当局がアルゼンチンの清浄性の回復を確認した後に再開します。 なお、口蹄疫の発生時には、アルゼンチン当局が適切な疫学調査を実施することを確認しています。 御指摘5について リスク評価については、家畜衛生部会及び牛豚等疾病小委員会において、公開の場で専門的かつ客観的な審議を行っています。リスク評価に関する資料は、第77回家畜衛生部会（令和8年2月26日開催）のウェブページで公表しています。 御指摘6について 本告示の改正により、施設の指定など、輸入に必要な手続を進めることが可能となります。実際の輸入は、これらの手続を経た後に開始されるため、必要な準備期間は確保できると考えています。 今後、関係者への周知を徹底するとともに、アルゼンチンにおいて家畜衛生条件が適切に遵守される体制を確認し、我が国への口蹄疫の侵入防止に万全を期してまいります。
---	--

****7. 国内防疫・輸出への影響を本案の考慮要素に明記すること****

日本がワクチン非接種清浄を維持していることは、国内畜産だけでなく、牛肉等の輸出条件でも重要である。例外輸入で侵入リスクをわずかにでも上げる判断は、国内発生時の被害だけでなく、輸出相手国の評価にも影響する。その比較衡量が改正理由に書かれていない。必要なら輸入しない、が防疫上の原則である。需要や外交上の要請が先に立つ改正であってはならない。

****結論****

アルゼンチン南部（ワクチン非接種清浄）と北部（ワクチン接種清浄）を区別し、北部を禁止地域に残す点は妥当である。しかしそのうえで生鮮牛肉を例外化するなら、熟成処理等の数値・手順、指定施設の日本による確認、発生時の自動停止、評価書の公開、施行までの準備期間が不可欠である。これらが欠ける本案のまま例外を設けることには反対する。条件を告示に具体化できないのであれば、北部からの生鮮牛肉は引き続き輸入禁止とすべきである。

御指摘 7 について

我が国を含む WTO 加盟国は、WTO 協定に含まれる付属書の一つである SPS 協定に定める国際貿易上のルールを遵守する義務を負っています。同協定は、人、動物又は植物の生命若しくは健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置を講ずる権利を加盟国に認める一方、その措置は、国際基準に整合するか、必要な範囲に限り、科学的原則に基づいて講ずることを求めており、十分な科学的根拠なしに維持することを認めていません。

我が国は、アルゼンチン北部地域産牛肉の輸入に伴う口蹄疫の侵入リスクについて家畜衛生部会に諮問した結果、脱骨・熟成等の適切なリスク管理措置を講ずることで、そのリスクを極めて低い水準まで低減できるとの答申を得ています。このように、科学的なリスク評価により、適切な措置を講ずることでリスクを十分に低減できることが確認された以上、SPS 協定との整合性を確保する観点から、必要な家畜衛生条件を付した上で輸入を認めることが求められます。